

太子橋保育園 重要事項説明書

(令和7年度)

保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次の通りです。

1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人 明德園
所 在 地	大阪府交野市松塚2-1
電 話 番 号	072-891-7581
代表者氏名	理事長 寺西 加代子

2 利用施設

施 設 の 種 類	保育所
施 設 の 名 称	太子橋保育園
施 設 の 所 在 地	大阪市旭区太子橋3-2-8
連 絡 先	電 話06-6956-5000 FAX06-6956-3036
管 理 者	園長 福田 武洋
対 象 児 童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童
認 可 定 員	0歳児 3人 1歳児 12人 2歳児 12人 3歳児 15人 4歳児 15人 5歳児 15人
利 用 定 員	満3歳以上の児童 36人 満1歳以上満3歳未満の児童 21人 満1歳未満の児童 3人
開 設 年 月 日	昭和48年4月1日
事 業 所 番 号	2710051003822

3 施設の目的・運営方針

太子橋保育園（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1) 「当園」は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 「当園」は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。

- (3) 「当園」は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

4 当園における施設・設備等の概要

(1) 施設

敷地		813.77 m ²
園舎	構造	鉄骨鉄筋コンクリート造 2階建のうち1階部分
	延べ面積	385.07 m ²
園庭		地上園庭 428.7 m ²

(2) 主な設備

設備	部屋数	備考
乳児室	1室	
ほふく室	1室	
保育室	4室	ゆり組（満0歳児＋満1歳児クラス）もも組（満2歳児クラス）、きく組（満3歳児クラス）、ばら組（満4歳児＋満5歳児クラス）について各1室
遊戯室（ホール）	1室	
調理室	1室	
調乳室	1室	
職員室	1室	

5 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成20年3月28日厚労告141）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

下記8に記載する時間において、保育を提供します。

(2) 体操教室（2～5歳児・1回／週）

(3) 送迎

保護者同伴による送迎を行う。

(4) その他

特になし

6 職員の職種、員数及び職務の内容（栄養士については別掲） 4月1日現在

職 種	職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
園長	園務をつかさどり、所属職員を監督	1	1		
主任 保育士	園長を助け、命を受けて園務の一部を整理、園児の保育をつかさどる	1	1		
保育士	・・・・・・・・	10	9	1	
保育補助	・・・・・・・・	2		2	
調理員	・・・・・・・・	3	1	2	

当園では、「大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年3月30日大阪市条例第49号。以下「条例」という。）」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

<各職種の勤務体系>

職 種	勤務体系
園長	正規の勤務時間帯（9：00～17：00）
主任保育士	正規の勤務時間帯（9：00～17：00）
保育士	正規の勤務時間帯（9：00～17：00）
調理員	正規の勤務時間帯（9：00～17：00）

- ※ ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。
- ※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

7 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、年末年始（12月29日～1月3日、1月4日は家庭保育協力日）及び祝祭日は休園となります。

8 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時から18時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、19時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、

9時から17時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、7時から9時まで又は17時から19時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

9 食事の提供方法及び提供を行う日、アレルギー対応状況及び栄養士の配置状況

(1) 食事の提供方法

自園調理により行う。

(2) 食事の提供を行う日

保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	10時頃	11時30分頃	15時30分頃	
1歳児	10時頃	11時30分頃	15時30分頃	
2歳児	10時頃	11時30分頃	15時30分頃	
3歳児		12時頃	15時30分頃	
4歳児		12時頃	15時30分頃	
5歳児		12時頃	15時30分頃	

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

(3) アレルギー対応状況

除去食及び代替食に対応

食物アレルギー対応マニュアル有

(4) 調理師の配置状況

職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
園児の栄養指導及び管理	3	1	2	

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご連絡ください。

10 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。お支払方法については、別途お知らせします。

11 特別支援教育・障がい児保育の取組状況

地域社会の中で、障がいのある子どもとない子どもが共に育ち合うことを基本的な考え方として障がい児保育を行っています。

12 利用の開始に関する事項

区保健福祉センターの利用調整に基づき当園に入所決定され支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始します。

13 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了します。

- (1) 園児が小学校に就学したとき
- (2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

14 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科

医療機関の名称	政近診療所
医院長名又は医師名	政近 博
所在地	大阪市旭区今市1-11-11
電話番号	06-6955-1267

(2) 歯科

医療機関の名称	たつみ歯科医院
医院長名又は医師名	巽 継一郎
所在地	大阪市旭区新森3-10-20
電話番号	06-6953-8000

15 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

16 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
防災設備	<ul style="list-style-type: none"> ・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有 ・ガス漏れ報知機 有 ・非常警報装置 有 ・非常用電源 有 ・スプリンクラー 有 ・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。

17 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- (1) 職員に対して虐待防止研修を実施
- (2) 虐待防止マニュアルの作成、運用

18 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談窓口	・窓口担当者 吉田 理沙
	・ご利用時間 9:00 ~ 17:00
	・電話番号 06-6956-5000
	FAX 06-6956-3036
担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。	
第三者委員	近藤 遼
	電話番号 06-6761-1171 大阪市私立保育園連盟 会長

19 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	日本スポーツ振興センター 災害共済
保険の内容	医療費等の給付
保険金額	保護者負担額240円 保育園負担額135円 (令和6年度実績)

※詳しくは、別途配布する「独立行政法人日本スポーツ振興センターへの加入について」を御確認ください。

20 園児の利用状況（毎年度6月1日現在）

	令和6年度	令和5年度	令和4年度
0歳児	3人	3人	3人
1歳児	12人	12人	12人
2歳児	12人	12人	12人
3歳児	11人	15人	15人
4歳児	15人	15人	15人
5歳児	15人	14人	12人

21 第三者評価の受審、自己評価の実施状況

項目	受審、実施状況	受審、実施結果
第三者評価受審状況	未実施	
自己評価の実施状況	実施	

22 子ども・子育て支援法第39条第3項、第5項の規定により公表・公示された旨

なし

23 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

別表

1 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金 (令和6年度実績)

項 目	内容、負担を求める理由 及び目的	金 額
幼児主食費（3～5歳児）		月額 2,000 円
幼児副食費（3～5歳児）		月額 4,500 円
絵本代（全園児）		月額 370～470 円
用品制服代		用品制服販売一覧表を ご覧ください
ICカードとケース		入園時1回 440 円
お泊り保育（5歳児） 記念写真代含む		8,850 円
おいもほり（3歳児以上）		（1回/年 250 円）
京都への園外保育 （3歳児以上）		1回/年 1100 円
記念写真代		750 円・800 円/1 枚
せんのワーク・もじのおけいこ		5歳児 920 円 4歳児 460 円

※希望者のみレンタル敷き布団があります。（別紙参照）

用品制服販売分一覧

品名	価格(円)				
おたより帳	490				
カラー帽子	750				
お道具箱	1,100				
粘土箱	310				
粘土	370				
粘土板	450				
粘土ベラ	300				
はさみ	280				
のり	170				
筆	390				
クレパス	800				入園時一通り購入したとして
自由画帳	320				5歳児：26,460円
カスタネット	440				4歳児：25,960円
通園リュック	4,100				3歳児：25,960円
ナイロンバッグ	500				2歳児：20,910円
アイスプラス	450				1歳児：20,630円
メロディオンの吹き口	500				0歳児：930円
長袖体操服 サイズ()	3,500				
半袖体操服 サイズ()	2,700				
体操半ズボンサイズ()	1,700				
体操長ズボンサイズ()	3,300				
冬スモック サイズ()	1,600				
夏スモック サイズ()	1,500				
ICカード(新入園児のみ)	310				
ICカードケース	130				
0歳児：お便り帳とICカードとカードケースが必要です。					
1歳児：はさみと通園リュックとナイロンバッグとアイスプラスと メロディオン吹き口が不要でそれ以外全部必要です。					
2歳児：通園リュックとナイロンバッグとメロディオン吹き口 アイスプラスが不要で、それ以外全部必要です。					
3～4歳児：メロディオン吹き口が不要で、 それ以外全部必要です。					
5歳児：全て必要です。					

2 時間外保育に係る利用者負担

		保育短時間	保育短時間 (B世帯)	保育標準時間
早朝 時間外保育 (平日と土曜日)	午前7時 ～午前8時に登園	2,700円/月	1,700円/月	
	午前8時 ～午前9時に登園	1,300円/月	1,100円/月	
夕方 時間外保育 (平日)	午後5時 ～午後6時に降園	1,300円/月	1,100円/月	2,700円/月 (B世帯1,700円/月)
	午後6時 ～午後7時に降園 (おやつが付きます)	2,700円/月	1,700円/月	
夕方 時間外保育 (土曜日)	午後5時以降降園	2,700円/月	1,700円/月	午後6時以降降園 2,700円/月 (B世帯1,700円/月)

※上記月極の申請をされていない方で、やむを得ず臨時で時間外保育を利用される場合は1時間500円になります。

※当園は、上記費用の支払を受けた場合は、領収証を交付いたします。

重要事項の説明に関する同意書

当園における保育の提供にあたり、重要事項説明書に基づき、重要事項の説明を行いました。

令和 7 年 3 月 12 日

所在地：大阪市旭区太子橋 3-2-8

名称：社会福祉法人明德園 太子橋保育園

園長： 福田 武洋

私は、重要事項の説明を受け、内容について同意しました。

令和 年 月 日

住 所： _____

氏 名： _____

児童名： _____

児童から見た続柄： _____